

国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての
評価の実施に関する要項

平成29年3月1日
学長選考会議決定
最終改正 令和4年3月11日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議規則（平成16年5月28日学長選考会議決定）第3条第4号に規定する学長の業務執行に関する状況についての評価（以下「業務執行状況評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

第2 業務執行状況評価は、毎年度1回定期に行うものとし、その実施時期は、毎年1月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議は、必要に応じ、業務執行状況評価を行うことができる。

(実施方法)

第3 業務執行状況評価は、学長選考時の所信表明、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果、中期目標・中期計画及び概算要求の経過、監事による監査の結果、学長との面談の結果等を総合的に勘案し、監事の意見を聴取した上で行うものとする。

(評価期間)

第4 業務執行状況評価の対象となる期間は、学長の任期の初日から当該業務執行状況評価の実施時までとする。

(評価結果の伝達方法及び公表)

第5 学長選考・監察会議は、業務執行状況評価の結果について、文書で学長に通知するとともに公表するものとする。

(評価結果に基づく助言等)

第6 学長選考・監察会議は、第5の業務執行状況評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、学長に対して助言及び支援を行うものとする。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、業務執行状況評価の実施に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成29年3月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年3月24日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年1月20日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。